北欧国家の福祉とキリスト教

----フィンランドを事例に-----

五十嵐 成 見

抄 録

本論文では、フィンランドにおける高福祉国家の形成に関するキリスト教の影響及びその歴史的特質を、フィンランド・キリスト教史及びキリスト教社会福祉史の観点から論じている。フィンランドでは、福音ルーテル教会を国教として導入した准国家として形成された当初から公的行政と教会の協働・連携が為されていた。ただ包括的なものとはなり得ず、その不十分さを補足する以上の形で展開されたのが女性キリスト者らによるディアコニッセの働きであった。また、ルーテル教会外部から生じた自由教会によるヴォランタリーの福祉活動も大切な役割を果たした。現在の高福祉制度へと至る過程にはこれらのキリスト教的働きが不可欠に存在しており、また今日においても重要な役割を担っている。

キーワード:フィンランド,福祉,キリスト教,教会,女性

1. はじめに

フィンランドを含む北欧国家が全体的に高福祉国家としての黄金期を迎えていた 1989 年、デンマーク出身の社会学者エスピン-アンデルセンは、ティトゥムスやマーシャルの類型論に基本的に依拠しつつ、世界各国の福祉制度を、「リベラルタイプ」、「コンサヴァティブタイプ」、「社会民主タイプ」の 3 形態に大分して類型化した。リベラルモデルはアメリカ、イギリス、オーストラリア等のアングロ・サクソン系を背景とした国家に該当し、最小限の社会保障を公的行政が提供するものの、様々なサービスは、自由市場を介した民間団体やヴォランタリー活動に大きく依存している。コンサヴァティブモデルは、ヨーロッパ大陸一ドイツ・フランス・ベルギー等一に主に浸透しており、基本的な社会福祉政策は公的行政によって担われているが、同時に、家庭という社会最小集団の構成メンバーによる相互扶助の働きも前提とされる。社会民主タイプは、前述した北欧諸国によって形成されている福祉モデルであり、公的行政が、家族の相互扶助を超えた包括的な社会福祉に対

する責任を有しており、ヴォランタリーな働きは副次的なものと見なされる $^{(1)}$ 。以上のように区分したエスピン-アンデルセンの類型論は、多くの支持を得、なお現在に至るまで福祉制度モデルの類型論を考察するうえでの基本的な枠組と見なされている $^{(2)}$ 。

ただエスピン-アンデルセンの類型論には、その後様々な疑義や批判が呈されることとなる⁽³⁾。 生活扶助や賃金労働に過度に焦点を当てていたり、また、社会ケアやヴォランタリー活動を無視したりしている、等の批判が挙げられるが、特に本論文の関心に即したものを取り上げると、エスピン-アンデルセンの類型論は、各国の文化に通底しているキリスト教的影響に対する言及が極めて乏しいこと、特に伝統的に福音ルーテル教会を国教会あるいは国民教会としている北欧国家が採用している社会民主モデルに対するキリスト教文化や価値観の指摘が皆無だということである⁽⁴⁾。

確かに、第二次世界大戦後、北欧各国の変化の時期にはばらつきがあるものの、それまで教会が担っていた福祉的機能が公的行政へと移行するようになってから、教会の社会福祉に対する働きは、1980 年代の安定した黄金期を経て、一般的に、また学術研究的にも軽視及び無視される傾向にあった $^{(5)}$ 。「慈善から福祉国家へ」という西欧福祉史の概説でしばしば見受けられるこの言葉は、近代における福祉形成のテーゼとして常識のように理解された $^{(6)}$ 。その前提となっているのは、脱宗教性を想定した福祉共同体の形成の視座である。エスピン-アンデルセンの提唱モデルは、この脱宗教性のテーゼに即したものであり、1990 年以前の北欧国家全体の福祉観、つまりキリスト教文化や影響を前提あるいは問題としない福祉観の典型的な見方を象徴しているのである。

しかしながら、1990年代初頭に北欧を襲った、大恐慌と称される経済危機、また 2008年にも起きた経済危機により、特にフィンランドやスウェーデンなどの福祉制度の財政的安定性に疑念がもたれるようになって以降、キリスト教、特に教会が果たしてきた役割に対して再考がなされるようになっていく。その主たる要因は、これらの危機の際にキリスト教会が公的行政と協働して、特に雇用者対策や貧困対策に対して迅速かつ積極的な役割を果たしたことにある。国難的危機の中にあって教会が為したことは、教会に対する国民の理解、とりわけ社会活動に対する理解を再認識させ、肯定的に評価させるに足る優れたものであった(7)。このことを契機にして、キリスト教文化や教会が果たしてきた、また果たし続けている役割にフォーカスを合わせて北欧圏全体の福祉制度理論を再構築して理解するような流れが活発化するようになっていったのである。

例えばシーロフは、エスピン・アンデルセンの3形態の枠組自体は保持しながらも、その定義において、ジェンダー平等に対する意識、また、家族における福祉の参与度の背景にキリスト教文化思想が関わっていることを想定し、4つに分類した福祉モデルを提唱した。すなわち、北欧国家を中心とする「プロテスタント社会民主主義福祉国家モデル」、アングローサクソン系を背景とする「プロテスタントリベラル福祉国家モデル」、ドイツ、ベルギー、オランダなどの「先進的キリスト教民主主義福祉国家モデル」、そしてイタリアやポルトガル、スペインなどの他、日本やギリシャも含めた「女性進出後進型福祉国家モデル」である⁽⁸⁾。ケルスベルゲンとマノーは、福祉制度・福祉

思想の発展におけるキリスト教の役割や両者の関係性を、ヨーロッパ大陸、北欧圏及びアメリカの地域を事例しつつ包括的に調査する共同研究プロジェクトを立ち上げ、キリスト教、とりわけプロテスタンティズムがいかにして福祉システムの形成に資したかについての有益な主張を展開した。また、このプロジェクトの研究成果として出版された『宗教、階級連合、福祉国家』の中で、カールはヨーロッパ圏の福祉体制をルター派、改革派、カトリシズムに類型化して論じつつ⁽⁹⁾、北欧国家において高福祉国家が成立した思想的背景にはルターの全信徒祭司(万人祭司)性から派生する「平等の文化」の感覚がある。と考察した⁽¹⁰⁾。

また、スウェーデン・ウップサラ大学の「宗教と社会に関する研究センター」が、バックストロームを中心として WREP(Welfare and Religion in a European Perspective)と銘打った共同研究プロジェクトを発足させた。「21 世紀におけるヨーロッパの福祉と宗教の領域に関わる調査と、それらの状況が現代ヨーロッパ社会をどのように変化させていくかを問う」 $^{(11)}$ ことを目的としたこのプロジェクトにおいて、バックストロームらは歴史におけるキリスト教、とりわけ教会の果たしている役割が福祉国家形成にとって不可欠かつ重要な位置を持っていることを明らかにした。彼らによれば、北欧諸国が高福祉国家へと変化したことは、エスピン-アンデルセンが暗に意識したような脱宗教化や世俗化という見方からでは決して単純に語ることができない $^{(12)}$ 。北欧諸国の福祉国家形成を理解するためには、社会学的アプローチや福祉学的アプローチのみならず、北欧の精神的土壌を培っている「神学的次元」 $^{(13)}$ における理解が必要である。また、その理解に際して重要な概念が、M・ルターにおける信仰の神学理解、とりわけ「二世界統治説」にある、とする $^{(14)}$ 。

以上のように、公的高福祉国家の形成期から 1980 年代後半までは、キリスト教と社会福祉制度の関係性は殆ど考慮されてこなかったものの、1990 年代中期から注目され始めた福祉とキリスト教の関係性を巡る研究は、進展段階にあるといっていい。前者の流れは、大まかに言えば公的社会と宗教の断絶性ないし社会の宗教からの脱却性を前提にしていたのに対し、後者は、両者の間における連続性及び継続性を把捉しようとする研究であるが、北欧において、これまで歴史的にキリスト教及び教会が果たしてきた役割、また、後述するように現在もなお国民教会として、大多数の国民の宗教性に深く関与している福音ルーテル教会が果たし続けている役割を鑑みると、包括的な観点からみて、後者の研究観の方がより適切なものではないだろうか(15)。高福祉国家としての国家を形成している北欧諸国が全で福音ルター派を国教会として受容した歴史があり、また現在においても国民教会として重んじられている事実から、ルター派神学思想と高福祉国家の成立に何らかの蓋然性、また有機的関係性を想定することは至極自然なことである。

ただ、日本においては、フィンランドの福祉制度の内容やその形成史に対する研究は取り上げられている一方で、フィンランド・キリスト教の歴史、特に神学思想と北欧福祉の関係性を扱う研究は殆ど扱われていないし、さらには広く北欧圏諸国家の福祉とキリスト教の関係を扱う研究も見受けられないのが現状である⁽¹⁶⁾。

そこで本論文は、後者のパースペクティブに基づきつつ、高福祉国家と呼ばれる北欧諸国の中でも、特にフィンランドにおけるキリスト教と福祉の関係性について、歴史神学的アプローチを図りながら考察していくこととする。フィンランドは、世界の民主主義度や男女同権・ジェンダー意識度ランキングで常に上位に位置している⁽¹⁷⁾。また世界幸福度ランキングでは 2017 年に 1 位になっている⁽¹⁸⁾。近年は世界初となるベーシック・インカム制度を実験的に導入することを検討しており、普遍主義の原則を薄めるのではなく、むしろさらに推し進めようとしている点において、高福祉国家の北欧国家の中でも注視に値するといえよう。

具体的には、フィンランド固有のキリスト教の歴史及びフィンランド・キリスト教と福祉の関係 史を概観しつつ、フィンランドにおけるキリスト教が福祉国家の形成にどのように関わったのか、 またどのような影響を社会に与えたのかを明らかにしていくとともに、現在の関係にも触れておき たい。はじめに、フィンランド・キリスト教史概観及び現在のキリスト教の現状を論じ(第2章)、 さらにフィンランドの福祉とキリスト教の関係史を考察していくこと(第3章)とし、最後に結語 を述べる。

2. フィンランドのキリスト教史及び現在の情勢

本章では、フィンランドのキリスト教史を概観し、現在のフィンランドにおけるキリスト教的状況を確認することとする。

フィンランドへの初めてのキリスト教伝播は、1155年、スウェーデンのエリック6世による第1回十字軍派遣によってもたらされた⁽¹⁹⁾。この後フィンランドは、1809年のフィンランド戦争終結まで、スウェーデンの属領としての歴史をたどることとなる。12世紀中盤には正教会がフィンランドの東側から初めて入る。13世紀になって再び十字軍が派遣されたり、また1249年にはドミニコ会が宣教に入ったりするなどしてカトリックによるフィンランドの宣教活動が活発化し、13世紀終わりごろにはフィンランド全体がカトリシズムを受容していく。1291年には、フィンランド人として初めてマグヌスがアボの司教として叙階されている。

フィンランドにカトリック教会が移入されたことにより、中世カトリック世界(コルプス・クリスチアーヌム)の主流制度や文化が、フィンランドの社会構造に深い影響を及ぼしていく。フィンランドに教区制が敷かれ、教区は各地域の重要な交流・交易の媒介となった。スウェーデンの君主政治を通して、フィンランドはカトリック的支配体制に従属することになるが、それによって教会以外の諸施設・諸活動においてもキリスト教的影響が浸透するような文化が培われることとなっていくのである⁽²⁰⁾。

やがてドイツの宗教改革者マルティン・ルターによって、いわゆる『95 か条の提題』の提出(1517年)を端緒としたカトリック教会体制に対抗するプロテスタンティズムの流れが生み出されること

となる。当時フィンランドを支配していたスウェーデンは、かなり早い段階でルターによる宗教改革運動を支持し、グスタフ・ヴァサ王の治世下で、16世紀中ごろまでには、全体的にルーテル教会体制を准国家体制として導入することとなり、それに伴いフィンランドも同様の体制下に置かれることになる。

フィンランドはルター主義を受容して以降、教会を通して教育の面において大きな発展を遂げていった。ルターは当時エリートや聖職者しか使用することのなかったラテン語で書かれていた聖書を、一般大衆が理解できるようにドイツ語の聖書に翻訳したり、またプロテスタントとしての教理内容をわかりやすく解説・説明するためにカテキズム(教理問答)を作成したりした。それが国民全体の教育水準を押し上げることとなる。フィンランドもまたその流れに追従する。ルター派司教となったミハエル・アグリコラは、ルター派的潮流に賛同し、聖書や讃美歌、祈祷書や礼拝祭儀書をすべてフィンランド語に翻訳し、フィンランド全体のプロテスタント化に大きな貢献を果たす⁽²¹⁾。1548年にはミハエルの翻訳による初めてのフィンランド語の新約聖書が出版される。彼の一連の成果及び教会との協働によって、フィンランド国民の識字率は著しく向上することになる。また1640年には、牧師養成のための神学教育機関としての初めての大学である王立トゥルク・アカデミーがフィンランドに設立される。

その後、1807~1809年にかけて勃発したフィンランド戦争による敗北によってフィンランド領はロシアに割譲されることになり、スウェーデンとフィンランドのほぼ600年にわたる関係は終焉を迎え、今度はロシアの支配下に置かれることとなる。ただし、当時のロシア皇帝アレクサンダー1世はフィンランドを立憲君主国の大公国とし、民法、刑法、社会制度の大部分に関してはそれまでのフィンランドの体制をそのまま維持し、またルター派の信仰や教会体制制度も保持する政策を採った(22)。この大公国制度は、1917年におけるロシアからの独立時まで継続されることとなる。

このように 16 世紀の宗教改革期から 19 世紀中ごろまで、ルター派はフィンランドにおける国教会(state church)としての位置と機能を有したのである。

その体制に変化の兆しが見られるようになるのが 19 世紀中ごろである。その要因は、ルター派内部と外部の双方の要因を挙げることができる。内部的要因としては、ポッヴォーの司教 F・シューマンが、より独立したルーテル教会を作り出す目的として、政教分離及び信教の自由の原則を主張したことに基づいている。彼の主張によって 1869 年、新しい教会法が作成され、国家と教会は公式に分離することとなった (23)。しかしながら、より重要なのは外部的要因である。19 世紀後半にアングローサクソン系のリバイバリストや、バプテスト派、メソディスト派、サルヴェーション・アーミー(救世軍)、超教派の宣教団体等が相次いでフィンランドで活動を展開したが、彼らが福音ルーテル教会のヘゲモニー体制に疑義を呈し、次第にその主張が受容されていったのである。また、彼らの宣教活動に影響を受けたフィンランド・キリスト者らによっても、特定の教派に束縛されない信教の自由の権利保証への機運は促されていくこととなる。その結果 1889 年に、フィンラ

ンド内におけるメソディストとバプテストに、宗教活動を行う自由が正式に認められるようになった。

さらに20世紀に入り、フィンランドがロシアから独立を獲得した1917年の6年後にあたる1923年には、更なる政教分離の原則及び個人の宗教的自由が保障される法が制定された。これによって教会の法的立場は、フィンランド憲法の下において保証されることとなり、フィンランド政府とルーテル教会は、それぞれ独立的な立場にあることが確認されることとなったのである。

ただ実際には、ルーテル教会自体の宗教的権威や地位が、1923年の法によって著しく損なわれたわけではない。教会本部(シノッド)と政府、また教区と地方行政の連携制度は社会システムの一環として継続された。また国民は、ルーテル教会以外の教派・あるいは他の宗教に属しても、あるいは特定の宗教に所属していなくても、国民の権利が保障されることとなった⁽²⁴⁾。これ以降、フィンランド福音ルーテル教会は、国教会としてではなく、国民教会(folk church, people's church)として国家全体に引き続き浸透し続けていくこととなる。

1917年にロシアで10月革命が起き、レーニンが率いるボリシェビキらによって社会主義国家としてロシアが形成されようとした際、大公国だったフィンランドは社会主義国家となることを恐れる現実的懸念も手伝って、長年の夢だったロシアからの独立を求めて独立宣言草案を作成し、最終的に1917年12月6日に独立を宣言した。この独立への機運を形成するためのイデオロギーをもたらしたのは福音ルーテル教会である。つまり教会は、フィンランド人のナショナリズムを鼓舞し、国民の団結・一致・統合を具現化するうえで一定の役割を果たしたのである⁽²⁵⁾。

その後、第二次世界大戦の波にフィンランドも巻き込まれ、さらには強敵ソビエト連邦と二度に わたる戦争を経験し、辛くも国土を死守する。その第二次世界大戦期においても、ルーテル教会は ナショナリティスティックなエートスを国民に享受するシンボル的役割を果たしたのである。

やがて戦後を迎えた後、フィンランドのキリスト教は国民の信仰や宗教的精神性の緩やかな後退を1990年代中期まで経験したものの、大幅には減退することなく経過していった。そして2000年以降、国民のキリスト教信仰に対する意識はポジティブな傾向に向かってきている。確かに1990年代中期に至るまで、教会に対する国民の積極的な意識は希薄化してきており、教会は時代に沿っていない、と答えた人々が51%と多かったが、1990年代終わりにおいてその数は35%に減少し、その数は21世紀に入ってさらに減少している(26)。1990年代に生じた経済危機は、次章で触れるように、国民が再び教会に目を向ける契機となった。さらに、国民のアイデンティティ形成にルーテル教会が深い影響を与えていることが明らかとなった出来事でもあったのである(27)。

1970年まで、ルーテル教会及びロシア正教に所属していることを証明する教会籍は、そのまま国家に所属する住民登録の機能を有しており、また教会は、国民一人一人の誕生や結婚、離婚、死去に関する登録事務の責務を負っていた⁽²⁸⁾。現在は、教会にはそのような全体的な責務は課されていないものの、住民登録のシステムは教会を通して現在も機能している⁽²⁹⁾。ルーテル教会から

離籍する際の手続きに関する法が 2003 年に変更され、離脱へのプロセスが簡素化されたものの、2015 年時点において、なお国民の 74%は福音ルーテル教会の教会員である (30)。ただ、毎週定期的に日曜日の主日礼拝に赴く信徒は全体の 8%に留まっている。しかしディヴィーによれば、フィンランドにおいては、教会組織に対する参加度の低下は、必ずしもキリスト教信仰に対する衰退を意味していない (31)。 89%の新生児はルーテル教会で幼児洗礼を受け、15歳程度になると、90%の青年が、堅信礼教育を、教会なり、学校なり、あるいはキャンプを通して施され、彼らはキリスト者としての自覚を確認していく。特に近年は、学校で行う堅信礼教育よりもキャンプ活動によるプログラムに人気が集まっている。青少年の親や祖父・祖母は、キリスト教教育を通して子どもが健全な道徳的価値観を習得することができることを期待しており、積極的に子どもたちにキリスト教教育を施すことを推奨している (32)。

以上の概観から明らかとなることは、フィンランドのキリスト教は、カトリック教会時代を経て 宗教改革期、そして 19 世紀後半に至るまで、国教会としての位置を維持しており、19 世紀後半から 20 世紀にかけて行われた政教分離に関する法整備によって、ルーテル教会が国教会の立場とし てではなく、政治行政と分離した独立的組織として法的に位置づけられたものの、大多数の国民に とってほぼ国教会として地位に属していると表現できるほどの密接な関係を現在も保持し続けている、ということである。クリスチャンセンによれば、教会は、国教会から国民教会へ移行したものの、実際は、国民教会以上の機能と役割を依然として福音ルーテル教会は果たしている、と結論付けているが正鵠を射た指摘であろう (33)。

以上の考察から明らかなことは、ルーテル教会が現在に至るまでフィンランドの宗教人口に重要な位置を持っている、ということである。

ただし改めて指摘しておかなければならないことは、ルーテル教会以外の自由教会の働き、特に リバイバル運動がフィンランド国内の政教分離の原則に大きく関与し、さらには次章で考察するよ うに、これもルーテル教会内部ではなく、ルーテル教会周辺にいた者や外部の者、すなわちルーテ ル教会内部と文脈を異にするリバイバル運動に信仰的感化を受けた、とりわけ女性のキリスト者が、 社会福祉活動に従事する志を与えられ、その働きがフィンランドの福祉社会形成に重要な役割を果 たしていった、ということである。

3. フィンランドの福祉とキリスト教の関係史

第2章において、われわれはフィンランドにおけるキリスト教史、特にルター派の流れを中心と した概観及び現在における教会情勢を考察したが、本章では、より具体的にフィンランドのキリス ト教と社会福祉との関係史を取り上げていて論じていくこととする。その際、以下のように、

- I. 18世紀~独立前夜(1916年)
- Ⅱ. 独立期(1917年)~1980年代
- Ⅲ. 1990 年代~現在

と3つの時期に区分して考察していくこととする。この区分が、便宜上、特に福祉とキリスト教の関係性を整理する際に適切であろうと思われるからである。

3-1. (I) 18世紀~独立前夜(1916年)

16世紀にルターが宗教改革を起こした後、その影響はヨーロッパ各地に波及することとなる。それは、各領邦国家における社会体制の在り方を変革するものであった。特に、ルターの神学思想における「二世界統治論」(二王国論)は、ルター派を領邦国家宗教と見なす国家にとって組織体制の形成原理となった。この原理によって、教育や福祉は、それまで民衆にとって教会による慈善活動にゆだねられていたものが、公的行政において責任を有すべきものとして解釈されるようになるのである「34」。フィンランドもルター派国家として、特に貧困に対する救済策に取り組み始めるが、その政策が本格化し始めたのは、18世紀後半になってからであった。フィンランドは当初から福祉政策を、公的行政と教会との協働関係によって行った。1788年の法によって貧困救済策への取り組みが地方行政の責任に属していることが確認されたが、責任の所在は地方議会にありながらも慣例として教会の教区司教が各地方議会の議長となったため、教会と行政の連携は非常に密接なものであった。また、貧困救済策の法整備が1852年に行われ、行政と教会の管轄が分離された形となっても、教区長は貧困救済策の法整備が1852年に行われ、行政と教会の管轄が分離された形となっても、教区長は貧困救済策に関する委員会の議長を務めることを求められた。またそのような教会への要請は、産業社会以前におけるフィンランドの農業社会において自明のことであった「35」。

やがて、近代産業社会の流れがフィンランドに波及し、貧富の格差が広がりを見せる中、個人主義的リベラリズムの影響、また、ルター派内部においても二世界統治説の論理を教会の社会活動撤退論の根拠にして、社会福祉運動に対して否定的な判断を持つものも現れたりするなど、教会と公的行政の関係性を分離する流れが加速していく。結果的に 1865 年~ 1879 年における一連の法整備を通して、貧困救済に関する責任の所在は、教会から公的行政機関に明確に移行されることになった。さらに教会はいくつかの公的機能を行政に移譲することになったため、公的行政と教会との関わりの度合いは、17世紀~18世紀の密接な関係に比べて薄くなっていった。

一方, 貧困政策に関する行政と教会との間の緊密性が薄らいでいく時期でありながら, 同時期に, 草の根レベルで, 貧困対策に対する新しいキリスト教的慈善形態が, 特に, アウロラ・カラーチン, アマンダ・カヤンダー, セシリア・ブロンヴィスト, エマ・ハーマンといった女性たちの活動を通して起こり, 公的行政と教会との間の距離感を埋め合わせるように, 次第にフィンランド社会の中に認知されていくようになる。それがディアコニッセ(制度)である。

ディアコニッセは、もともとテオドール・フリートナーとその妻フリードリックがドイツ・カイ

ザーズベルトで 1836 年に創設した制度であり団体である (36)。彼らは、産業社会の中で精神を壊して障害を負った人々に対する救済を志し、また、貧しい者や疎外された人々を世話するための働き手としての看護師を生み出すことを必要と感じた。そこで、新約聖書・ローマの信徒への手紙第16章 1 節に登場する、フェベと呼ばれる女性を理想的な奉仕女と見なし、ディアコニッセという新しい宗教的立場を創出した。ディアコニッセとは、神の召命を受けて看護職に専心する献身女性のことである。彼女らは、立場としてはルーテル教会所属ではなくてディアコニッセ施設に所属し、当初は、給与はもらわずに、ヴォランタリーで貧民の給仕にあたったり、病人の世話や高齢者の介護にあたったりした。因みにカイザーズベルトのディアコニッセ出身者には、フローレンス・ナイチンゲールも含まれている (37)。

フィンランド人アウロラ・カラーチンが、ヘルシンキにてディアコニッセ施設を開設したのは 1867 年である。彼女はロシア統治下において裕福な夫と結婚をしたが、若くして夫が死去する。 その後再婚をするが、その時期からヴォランタリーな慈善活動に興味を覚え始める。やがて、二人目の夫が死去した後、社会活動に献身を志す。彼女は、サンクトペテルブルグにあるディアコニッセ施設と親交があったが、カイザーズベルトのディアコニッセ施設に来会した際、彼女らの献身的な働きに深い感銘を受けたことが直接的な契機となり、ディアコニッセに深い関心を覚える。そしてフィンランドに飢饉が襲った 1867 年、カラーチンは私財を注ぎ込んで、ディアコニッセ施設を創設したのである (38)。

さらにディアコニッセ施設の創設に際して、彼女は、サンクトペテルブルグのディアコニッセ施設から、フィンランド人アマンダ・カヤンダーを最初のディアコニッセ監督として招聘する。カヤンダーは、29歳の時に未亡人となり、さらには二人の子どもを夭逝してもいるが、カラーチンと同じく、喪失体験を信仰の深める契機にしていた。やがてカヤンダーはフィンランド初のディアコニッセとして活躍し、フィンランドの介護職におけるパイオニアの役割を果たしていった。

前述したように、ヘルシンキ・ディアコニッセ施設はカラーチンによる個人的な財産によって設立されたものである。そのため、ルーテル教会と直接関係を持っている施設ではなかった。しかしながら、セシリア・プロンヴィストが、ディアコニッセと教会との関係性を生み出し、ディアコニッセの働きを広くフィンランド内に知らしめる契機をもたらした。プロンヴィストは幼くして母を亡くし、引き取られた継母にも若くして先立たれる不運を経験しているが、成人して婦人同盟(Ladies' Society)に入り、日曜学校の教師や、貧しい少女たちに裁縫を教えるなどの活動をした後、リバイバル運動の影響によって信仰的な感化を受け、ディアコニッセの働きに深い関心を抱くようになった(39)。そしてヘルシンキのディアコニッセ施設の記事を読み、1873年、父が死去した年に、ディアコニッセ施設に入会することとなる。プロンヴィストは、幼い頃の不遇な経験ゆえに、弱者に対する共感力に優れていただけではなく、ディアコニッセ施設内外で幅広い信頼関係を築く人格を兼ね揃えていた。その結果、プロンヴィストを通してディアコニッセ施設は、ルーテル教会の教区と

の協働関係を築くことが可能となった。20世紀全般につながるディアコニッセのフィンランド内での幅広い働きは、プロンヴィストが切り開いた実りであるといってよい⁽⁴⁰⁾。1913 年の教会会議においては、ディアコニッセ制度の促進は、教区長の重要な働きであることが確認され、また、ディアコニッセがフィンランドルーテル教会全体における公的な役割を担っていると理解されるに至った⁽⁴¹⁾。またプロンヴィストは、ディアコニッセ施設の働きに留まることなく、慈善活動と共に福音伝道活動にも力を注ぎ、1883 年に「ヘルシンキ都市ミッション」を設立し、宣教活動を展開している。

ディアコニッセ施設の働き以外に重要な社会福祉運動を担ったのは、エマ・ハーマンである。小学校の教師を務めていたハーマンは、産業社会の歪みの中で性的搾取をされる未成年の少女たちを引き取り、一般的な生活水準を享受するための仕事の習得や教育を施すために、1880年12月にヘルシンキにシェルター(保護・更生施設)を開いた。ハーマンは、フィンランドの宣教活動をしていた「国際自由教会福音会」(後に1920年代に「フィンランド福音主義自由教会」に変更)としての主要な伝道者であった英国牧師 G・ラドストックやスウェーデン伝道者 F・ティゼリウスの影響を受けた第一世代であり、回心を経験した後、ストックホルムにて、エルサ・ボルグが創設した、性的な仕事をする女性のための更生施設を見学し、深い感銘を受け、類似した施設がフィンランドにこそ必要であることを痛感し、友人から借金をしてシェルターを設立した。またその3年後には、私立の孤児院も創設する。

1886 年、ハーマンは当時神学生だったアンティ・マキネンと結婚する。夫アンティはロンドンで自由教会福音会の教育指導を受けたのち、フィンランド国内のリバイバル伝道活動に勤しんだ。マキネンの幅広い伝道活動は、マキネンが営むシェルターの働きをフィンランド中に伝えることに貢献した。しかしマキネン自身は、自らの働きを公的社会の連携につなげることにはほとんど関心がなかったが、それは厭世的であることを意味したわけではなく、自らの召命に忠実だったことに由来していると思われる。実際、ヘルシンキのディアコニッセ施設とは密接な関わりを持ち続けており、ルター派の多くの牧師・社会活動家に敬意をもって認められていったし、後年マキネンは、売春や性病に対処する働きに従事する政治機関の女性を選出する代表団に選ばれるなど、公共社会からの要請に対して応じていったのである(42)。

19世紀後半から20世紀前半にかけての、これらの女性の社会福祉運動へのコミットメントは、やがて女性の人権向上に対する影響を及ぼしていくこととなった。また、男女同権やジェンダー意識もまた、彼女らのような女性の働きによって、向上していくこととなった。実際フィンランドは、他のヨーロッパ諸国に先駆けて1906年に男女の平等に関する法律を制定したが、その成立にはフィンランドの女性全体のジェンダー意識の向上及び、男性もまた女性を平等に認める価値観が、女性の活躍を通して醸成されていったからだと考えられる(43)。

以上のように、ルーテル教会がその公的福祉機能が行政に移譲された時期にあって、草の根レベルでキリスト者、とりわけ女性達が、それぞれの社会福祉活動をヴォランタリーに始め、また展開していき、やがて教区や行政に認められる形で社会に浸透していった。公的行政の福祉政策の働きは不十分なものであったため、ディアコニッセの働きはそれを補い、あるいはそれ以上の形で、フィンランド社会に貢献していったのである⁽⁴⁴⁾。ここに、1990年代の経済危機以降に生じたフィンランドの公的行政と教会の協働関係の原点を見出すことができる。

また、信教の自由や政教分離の原則が国家的に認められた時期と類似して、社会福祉活動へのコミットメントを志した女性たちを後押しした精神的原動力に、ルーテル教会内部からの働きではなく、むしろルーテル教会周辺の取り組み(ディアコニッセ制度)や、また、ルーテル教会外部から生じたリバイバリスト運動にあったこともまた注目すべきことである。実際、ルーテル教会内部には、保守的な家族的価値観から女性が社会運動を行うことを厳しく批判したG・ヨハンソンのような牧師がいただけに、本章で取り上げた女性たちの働きが、無批判に教会や社会に受け入れられていったものではなく、むしろ葛藤や苦悩に満ち満ちたものであったことは想像に難くない⁽⁴⁵⁾。

3-2. (I) 独立期(1917年)~1980年代

1917年にフィンランドがロシアから独立した後、教会の社会福祉活動は、ルーテル教会内部の働きとしてではなく、教会周辺の関連団体によって進められていくこととなっていく。また同時に、ディアコニッセのようなヴォランタリーの活動ではなくて、教会外の有給の社会福祉活動の従事者が存在感を増していくのもこの頃からである。有償のワーカーは、専門的知識・技術を備えたプロフェッショナルとして認知されつつその数を増していき、1918年から1936年にかけては、有償の従事者の数は二倍に増えた一方、ヴォランタリーで活動する人の数は逆に二分の一に減少している(46)。

ただし第二次世界大戦に入って、前述したように、ルーテル教会が国民統合のアイデンティティの象徴となったため、教会側は、積極的に国民に対して奉仕していることを誇示する意図もあり、1944年にディアコニッセを教会の義務的立場として位置づける教会法を制定する⁽⁴⁷⁾。この法の成立によってディアコニッセ制度は、初めてルーテル教会内部の働きとして位置づけられることとなった。また、教会における社会福祉の働きは、この時期から家族カウンセリングや学童教育など、新しい形態を持っていくこととなる。

このように、教会が社会福祉活動に対する関心を国民に誇示した一方で、公的行政における社会福祉活動の要請も、なお一層の広がりを見せていくこととなる。戦後は、有償のプロフェッショナリストによる社会福祉活動が一般的となり、ディアコニッセもその流れの中で、自己犠牲とヴォランタリズムの理念自体は息づいているものの基本的に有償的な働きとして再形成されていった(48)。

1950年代後半から、フィンランドは近代化と経済発展期に入り始める。福祉の考え方における

保守派とリベラル派の議論の集約は、他の北欧諸国に比べて遅かったものの、最終的に他の北欧国家と同様に普遍主義の原則を採用して、高福祉国家体制を形成することとなった⁽⁴⁹⁾。北欧福祉体制の特徴としては、4点挙げられる。すなわち、普遍主義の原則、強力な公的セクター、市民/居住民の立法的権利に基づく税金措置、平等の対処、であるが、特に2番目の原則によって、教会の大部分の社会福祉機能が公的セクターに移譲されるようになる。

その決定的な転換点は、1972年の厚生健康福祉法の成立にあった⁽⁵⁰⁾。これにより、教会はその社会福祉活動の機能を著しく減らすこととなり、この劇的変化を通してこれまでの既存の社会福祉的機能とは異なる機能の模索をしなければならなくなった。

そこで教会は、それまで国民全体に対する活動として捉えていた社会福祉機能を、社会福祉に従事する専門者に対するケア活動として捉えなおすこととなる。新たな社会福祉的機能の位置づけを、社会福祉従事者に対する牧会的ケアという、専門職を対象とした、より個人的なニーズに合わせた活動へとシフトチェンジしたのである。一方で、有償ではないヴォランタリー活動は、一般的に副次的な働きとして認知されるようになったり、公的ではない慈善活動団体時自体の存在意義さえも問いに附されるようになったりした影響で、その活動自体が縮小されていくようになった。

 $1970 \sim 1980$ 年代にかけて、キリスト教会の社会福祉的機能なり諸活動は、一般社会全体から見て、公的行政の社会福祉機能の充実・拡充と共に、評価されることが少なくなっていた時期である。ただそれは、教会が福祉機能を一切有しなくなったということを意味するわけではない。より特殊で断片的な形で、複数の教会教区を通して、教会の福祉機能の働きは地道に展開され続けていったのである $^{(51)}$ 。公的福祉国家形成の興隆期にあって、教会の福祉機能は、その流れを停止してしまったわけではなく、いわば主流の川の地下を、細い水脈をもって流れる伏流水のように目立たない形で、規模を大きく減らしつつも継続していった、ということができる。

3-3. (Ⅲ) 1990 年代~現在

1990年代初頭、隣国ソビエト連邦の崩壊に伴って起きた、大恐慌とも称される経済危機がフィンランドを席巻する。西洋経済圏の財政悪化、国内の公的セクターの出費の増加や経済市場の過剰化など複数の要因が重なった結果、歳出が歳入を大幅に上回り、国の借金は急増し、失業率が3.5%から18%に急増した。政府はこの危機を受けて、社会保障費を大幅に削減したため、フィンランド社会全体の福祉サービスが停止されたり滞ったりした。

この未曽有の経済危機に際して行われた教会の対応は、迅速かつ的確、さらに多岐にわたるものであった。教会は、これまで中心としていた従事者ケアや高齢者・障碍者のケアからシフトチェンジをし、現役労働者層に対するケアを特に集中的に行った⁽⁵²⁾。債務相談からフードバンク、経済危機によって精神障害を患ってしまった人のカウンセリング、リストラを受けた者の就労支援に至るまで、教会は様々な福祉サービスを提供した。それらは、停止されてしまった公的福祉サービス

を十分にカバーするものであった。それら一連の活動は行政機関との緊密な連携・協働によるものであった故に、対応もスムーズに行うことができたが、それはもともと行政機関で働いている多くの職員らが教会員として所属しており、教会との信頼関係が醸成されていたことによるものであると共に、前述の18~19世紀の関係史を考察したように、歴史的にそのような協働関係を行ってきた経験的蓄積の結果でもあったといえる。

また、牧師や教区長、また教会関係のソーシャルワーカーらは、財政危機から脱却し、福祉社会を再び形成するために積極的に福祉政策に関する会議に出席し、多くの発言を行った⁽⁵³⁾。1990 年代後半以降、教会は教育活動にも積極的に加わったり、高齢者のケアなどに精力的に取り組んだりしている。現在は、ほぼすべての教会教区が、小中学校における活動や子どものデイケア、青年との交流や障碍者のケアに至るまで地域行政との連携と協働して、取り組んでいる⁽⁵⁴⁾。元受刑者の更生施設で指導に当たったり、アルコールや薬物依存症の人の施設などには刑務所チャプレンが派遣し、施設内で礼拝や祈りの時間なども導いていたりしている。また高校の教育カリキュラムには、フィンランドのキリスト教を講義する科目が置かれており、ルター派の教師が、歴史や教会信条を基本にして講義を行っていたりしている⁽⁵⁵⁾。

ディアコニッセに対する評価も 1990 年代以降上昇している。2000 年時点において、有償のディアコニッセは 1247 人おり、人口の 7%が、教区のディアコニッセからの援助やカウンセリングを受けている、とされている。ディアコニッセの働きは障がい者の支援にも及んでおり、多岐にわたる活動が評価されている (56)。

やがて 1990 年代後半からフィンランドは経済危機を脱しはじめ、2000 年初頭には、再び国際的競争力を身に着けることができるようになった。財政が安定化することによって公的サービスの提供が復活し、高福祉国家体制も維持された。2008 年にもフィンランドは再び経済危機を経験したが、その際の教会の働きもまた 1990 年代の時と同じく、迅速かつ適切なものであった。

このように教会は、経済危機の中で、1970~1980年代にかけて公的行政に移譲していた福祉的機能を、一気にフルスロットルで再稼働させるようにして、疲弊した国民に必要なケアを施し、それらのサービスによって教会に対する積極的な意識を国民に再び呼び起こすこととなった。しかし教会が提供したサービスは、付け焼刃やその場しのぎで拵えたようなものではなくて、長い歴史の中で培われてきた経験の蓄積からもたらされたものである。

前述のように、教会は1970~1980年代にかけて、特に社会福祉活動に関して積極的な評価を受けることの少ない時期を過ごしたが、1990年代以降から、その活動を目覚ましいものにし、国民に対する信頼を獲得し、社会福祉の分野における復権を果たしたということができる。ある世論調査では、多数の者が、教区や教会周辺の慈善団体は、多様な社会活動の中で、中心的かつ継続的な役割を担っていると回答しているが、この結果は、教会の復権ぶりを示しているものということができる⁽⁵⁷⁾。現在、教会が公的行政と共に福祉活動を担うような働きは、特に地方において顕著となっ

ているが、それは1800年代におけるディアコニッセの働きと同じように、充実した公的福祉サービスにありながらもなお不十分な福祉面を埋め合わせる役割を教会が、草の根レベルにおいて果たしていることを意味するものである⁽⁵⁸⁾。

4. 終わりに~結語~

フィンランドは、福音ルーテル教会を国教とした国家として成立された当初から、公的行政と教会の間の協働・連携の営みが生み出されており、それがフィンランド国民に対する教育を含めた福祉活動を提供する主要な媒介となっていった。ただ、この協働関係においても、国家全体の福祉を、国民のニーズを満たすよう形で包括的にカバーできるような力は有してはいなかった。

その不十分さを補う以上の形で展開されていったのが、ディアコニッセや女性シェルターを創設した女性キリスト者の働きである。彼女らは、キリスト教の福音、特にルター派以外のリバイバリストによる伝道活動や、フィンランド外のキリスト教諸施設の働きによって感化され、それぞれがヴォランタリーに福祉活動に従事していった。これらのヴォランタリーの営みが、フィンランドの福祉社会を底支えする働きを担っていく。やがて第二次世界大戦期を経て、国家全体が、公的行政による高福祉社会形成へと大きく傾斜・発展し、教会による福祉機能やヴォランタリーな福祉活動は減少していったものの、1990年代の経済危機期以降における教会の福祉活動の働きが再び公的機関と教会との協働・連携関係の重要性を認識させていったのである。

現在のフィンランドの高福祉社会制度は、これらの歴史的経緯を踏まえた行政と教会の協働関係、また、教会内外を通したヴォランタリー活動の上に成立している。また、教会は、高福祉国家の形成に不可欠な思想的前提である普遍主義の原則を、青少年教育を通して浸透させる働きの一助を担っている。1917年における独立期、また第二次世界大戦期には、教会は国民のアイデンティティを形成・鼓舞する役割を有していたが、それは現在においても不変の役割であり続けている。さらに、フィンランドにおけるキリスト教は国民に対して、ただスピリチュアルな、また精神的なケアを提供しているのみならず、実生活の不足・欠乏を補うための物質的ケアもまた幅広く提供しており、実質的な、国民生活のセーフティネットとなり得ているのである。

以上のように、われわれは本論文においてフィンランドのキリスト教とその高福祉社会の結びつきを明らかにしたこととなる。更なる課題は、フィンランドを含めた北欧国家が一律に採用している普遍主義の原則の淵源の考察であるが、それはルターの神学思想との対話によって明らかとなるであろう。

注

- (1) イエスタ・エスピン-アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』 (岡沢憲美・宮本太郎監訳), ミネルヴァ書房, 2001年。
- (2) Eva Jeppsson Grassman, "Welfare in Western Europe: Existing Regimes and Patterns of Change," in *Welfare and Religion in 21st Century Europe: Volume 1: Configuring the Connections*, ed. Anders Backstrom, Grace Davie (Farnham/Burlington: Ashgate, 2010), 29.
- (3) Grassman, "Welfare in Western Europe," in Welfare and Religion vol. 1, 28.
- (4) Heikki Hiilamo, "Rethinking the Role of Church in a Socio-Democratic Welfare State," *International Journal of Sociogy and Social Policy*, Jul. 2010, 402.
- (5) Hiilamo, "Rethinking the Role of Church," 402. B. Fix, "Social work of religious welfare associations in Western Europe," *Eurodata Newsletter*, Nos 16/17, 1–6.
- (6) 中野智世「西欧福祉国家と宗教」、『ゲシヒテ』第5号(2012年)所収、53頁。
- (7) それゆえヒーラモは、1990 年代や 2008 年における経済危機においてフィンランドの教会が貧困対策に対して果たした役割を考慮した場合、これまでのエスピン・アンデルセンモデルは妥当しないと結論付けている (Hiilamo, "Rethinking the Role of Church", 411.)。
- (8) Alan Siaroff, "Work, Welfare and Gender Equality: A New Typology," in *Gendering Welfare States*, edited by Diane Sainsbury, (London: Sage, 1994).
- (9) Sigrun Kahl, "Religious Doctrines and Poor Relief: A Different Causal Pathway," in *Religion, Class Coalitions, and Welfare States*, edited by Kees Van Kersbergen, Philip Manow (New York: Cambridge University Press, 2009).
- (10) Kahl, "Religious Doctorines," 271. さらにその研究成果は、批判されたエスピン・アンデルセン自身によっても高く評価されている。
- (11) Anders Backstrom and Grace Davie, "The WREP Project: Genesis, Structure and Scope," in Welfare and Religion Vol. 1, 1.
- (12) Backstrom and Davie, Welfare and Religion, Vol. 1, x.
- (13) Backstrom and Davie, Welfare and Religion, Vol. 1, xi.
- (14) Backstrom and Davie, Welfare and Religion, Vol. 1, xi.
- (15) マールコラは、一般的な歴史概説が、20世紀に入ってフィンランドが高度に世俗化された社会になり、宗教はプライベートな事柄に変容している、とする見解に対して、疑念を呈し、教会やキリスト教信仰の果たしている役割に対して十分な注意を促している。Pirjo Markkola, "The Long History of Lutheranism in Scandinavia, From State Religion to the People's Church," *Perichoresis* Vol. 13. Issue. 2 (2015), 3-4.

ワールド・ハピネス・レポートの調査によると、1 位のフィンランドの後には、2 位ノルウェー、3 位デンマーク、4 位アイスランドと、福音ルーテル教会を国民教会と見なす北欧圏国家が続いている(ワールド・ハピネス・レポートの調査 John F. Helliwell, Richard Layard, and Jeffrey D. Sachs eds, *World Happiness Report 2018*, 20. (World Happiness Report 2018/ * 2018 年 11 月 14 日確認)。

- (16) その中での例外は、前述の中野「西欧福祉国家と宗教」論文である。
- (17) 民主主義成熟度では、フィンランドは 2016 年に世界 9 位に選出されている(英国紙「エコノミスト」の調査部門による発表 https://www.businessinsider.com/economist-intelligence-unit-2017-democracy-index-best-countries-2018-1. * 2018 年 11 月 14 日確認)。また、男女同権度は 2017 年で第 3 位である(ワールド・エコノミック・フォーラムによる調査 http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2017.pdf * 2018 年 11 月 14 日確認)。
- ⑴ ワールド・ハピネス・レポートの調査(World Happiness Report 2018, 20.)。
- (19) また、エリック6世と共に第1回目の十字軍に同行したウップサラのヘンリーはフィンランド人

を初めて改宗に導いたといわれている。

- 20 Elizabeth Christensen, "Is the Lutheran Church still the State Church? An Analysis of Church-State Relations in Finland." BYU Law Review Vol. 1995 Issue2 (1995), 588.
- ② ミハエルは、フィンランド語で「ABC の本」なども書き、文字言語としてのフィンランド語の 父と今日呼ばれるほどの影響を及ぼした。
- 22) 教会は、ロシア皇帝の権威を神の召した権威として尊重し、皇帝に対する忠誠を表明することでその地位が存続・保証された。Eino Murtorinne, "The History of Finnish Theology: 1828–1918," 11–12, quoted by Christensen, "Is the Lutheran Church," 589.
- (23) Christensen, "Is the Lutheran Church," 589.
- 24) ただし、大統領となるためにはルーテル教会の教会員に所属しており、かつ教会員として相応しい生活を送っていることが条件となっている。Christensen, "Is the Lutheran Church," 592.
- 25) Anne Birgitta Yeung, "Welfare, Church and Gender in Finland," in Welfare, Church and Gender in Eight European Countries: Working Paper 1 from the Project Welfare and Religion in a European Perspective, edited by Ninna Edgardh Beckman (Uppsala: SLU repro, 2004) 129.
- (26) Yeung, "Welfare, Church and Gender," 116.
- (27) Cf. Yeung, "Welfare, Church and Gender," 115.
- 28 ロシア正教も前述したように 12 世紀から伝播され、長い歴史を持っているものの、福音ルーテル教会ほどには多大な影響力は有していない。フィンランドにおけるもっとも大きな教区はヘルシンキであるが、多くのロシア正教徒はフィンランド北東及び東側に集中している。彼らもルーテル教会信徒と同じく、公的教育を通して、ロシア正教の信仰告白教育を受けることができる。Cf. Yeung, "Welfare, Church and Gender," 118.
- (29) Christensen, "Is the Lutheran Church," 594.
- (30) Markkola, "The Long History of Luthranism," 3.
- (31) Cf. Yeung, "Welfare, Church and Gender," 115. Anne Birgitta Pessi, "The Church as a Place of Encounter: Communality and the Good Life in Finland," in *Welfare and Religion in 21st Century Europe: Volume. 2* (London/New York: Routledge, 2011), 82.
- (32) Yeung, "Welfare, Church and Gender," 116.
- (33) Christensen, "Is the Lutheran Church," 600.
- (34) Yeung, "Welfare, Church and Gender," 127.
- (35) Yeung, "Welfare, Church and Gender," 127-128.
- 36) Pirjo Markkola, "Woman's Sprirituality, Lived Religion, and Social Reform in Finland, 1860–1920," *Perichoresis* vol. 9. issue. 2 (2011), 150.
- 87) C・リンドバーグ『愛の思想史』(佐々木勝彦・濱崎雅孝訳,教文館,2011年),217頁。
- (38) Markkola, "Woman's Sprirituality," 151.
- (39) Markkola, "Woman's Sprirituality," 153.
- (40) 1930 年時点では 600 名ものディアコニッセが施設外の働きに従事し、その中で 75%のディアコニッセが、ルーテル教区を通して仕えていた。Markkola, "Woman's Sprirituality," 154.
- (41) Yeung, "Welfare, Church and Gender," 129.
- (42) Markkola, "Woman's Sprirituality," 167.
- (43) Pessi, "The Church as a Place of Encounter," 80.
- (44) Yeung, "Welfare, Church and Gender," 129.
- (45) Markkola, "Woman's Sprirituality," 168. ただし、戦後の男女同権度に関して、他の北欧諸国に比べてフィンランドは遅れをとっていると言われている (cf. Pessi, "The Church as a Place of Encounter," 80.)。2004 年時点においては、同職種である女性労働者と男性労働者の賃金の差は、女性の方が男性よりも平均 20%低く抑えられている。Yeung, "Welfare, Church and Gender," 112.

- (46) Yeung, "Welfare, Church and Gender," 130.
- (47) Yeung, "Welfare, Church and Gender," 130.
- (48) Yeung, "Welfare, Church and Gender," 130.
- (49) 北欧各国が普遍主義の原則を福祉体制に全体的に取り入れた年は、以下の通り。スウェーデン 1955 年、ノルウェー 1956 年、アイスランド 1956 年、デンマーク 1960 年、フィンランド 1963 年。 Cf. Nanna Kildal and Stein Kuhnle, "The Nordic welfare model and universalism," in *Normative Foundations of the Welfare State: The Nordic Experience* (Abington: Routledge, 2005), 19.
- (50) Yeung, "Welfare, Church and Gender," 130.
- (51) Yeung, "Welfare, Church and Gender," 108.
- 52) Pessi, "The Church as a Place of Encounter," in Welfare and Religion, Vol. 1, 83.
- 53 経済危機の回復に確かな兆しが見え始めた 1999 年に、福音ルーテル教会は「公共善に向けて」("Towards Common Good")という声明を発表した。その声明によれば、福祉国家への教会の関与はルター派の伝統に基づくものであり、公的権力が国民の社会福祉活動に対して「神の道具」として責任的に関わるべきであると言及している(Thomas Ekstrand、"Thinking Theologically about Welfare and Religion," in Welfare and Religion, Vol. 2, 122.)。

またその議論は、ルターの「二世界統治論」的発想が前提とされている(Ekstrand, 122.)。イェングもフィンランドの高福祉システムと教会の関係が基本的にルターの二世界統治論に依っている、と指摘している(Yeung, "Welfare, Church and Gender," 127.)。

- (54) Yeung, "Welfare, Church and Gender," 131.
- (55) Christensen, "Is the Lutheran Church," 595.
- (56) Yeung, "Welfare, Church and Gender," 132.
- 67) Pessi, "The Church as a Place of Encounter," in Welfare and Religion, Vol. 1, 83.
- (58) Pessi, "The Church as a Place of Encounter," in Welfare and Religion, Vol. 1, 86-87.

Christianity and Social Welfare in a Northern European Country: Case Study of Finland

Narumi IKARASHI

Abstract

In this article, I examine the influence of Christianity on the formation of the expansive welfare state in Finland and its historical context in relation to the histories of Christian social welfare and of Finnish Christianity. Since the formation of Finland as a semi-state with the Evangelical Lutheran Church (ELC) as the state church, mutual cooperation, as well as collaboration, between the public administration and the church has been the norm. However, because the social welfare system was not comprehensive to begin with, deaconesses expanded the sphere of their labor to compensate for the shortfall. In addition, the social welfare activities of volunteers from the free church, played a significant role. From a comprehensive perspective, the work of the church was indispensable to the development of the current expansive welfare system in Finland, and they continue to play a vital role today.

Key words: Finland, Social Welfare, Christianity, Church, Women